

# 明治学院大学 新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準

| レベル<br>(想定する状況) (注3) |                         | 授業   | 授業形態                             | 研究活動   | 行事・イベント  | 学生のキャンパス入構と<br>施設利用  | 課外活動<br>(注6)   | 施設貸出  |
|----------------------|-------------------------|--|----------------------------------|--|--|--|--|---|
| 0                    | 制限なし                    | 通常どおり  | 対面                               | 通常どおり  | 通常どおり  | 通常どおり  | 通常どおり  | 通常どおり   |
| 1                    | 制限 最小                   | 学部、大学院とも、原則<br>対面授業実施する。   | 対面 (同時配信)                        | 感染防止に留意しつつ、<br>通常どおり研究活動を行<br>うことができる。   | 感染防止に留意しつつ、<br>実施することができる。                     | 感染防止に留意しつつ、<br>通常の入構、施設利用を<br>可能とする。   | 感染防止に留意し<br>て活動を認める。                                   | 貸与先に感染拡大<br>防止措置を講じる<br>ように求めたうえ<br>で貸出を認める。                                  |
| 2                    | 制限 小                    | 学部、大学院とも、感染<br>防止に留意しつつ、対面<br>授業を基本とするが、遠<br>隔授業も行うことができ<br>る。対面授業は全体の<br>70%を目標とする。 | 対面 (同時配信)<br>遠隔 (双方向/オンデマ<br>ンド) | 学内施設を使用した研究<br>活動は、感染拡大防止に<br>最大限留意しつつ行うこ<br>とができる。  | 感染防止策を講じた上<br>で、必要性の高いものは<br>実施することができる。       |  | 感染防止に十分留<br>意した、最小限の<br>活動を認める。                        |   |
| 3                    | 制限 中                    | 学部、大学院とも、遠隔<br>授業を基本とするが、特<br>に感染防止に留意しつ<br>つ、対面授業を行うこと<br>ができる。                     | 対面 (同時配信)<br>遠隔 (双方向/オンデマ<br>ンド) | 学内施設を使用した研究<br>活動は、感染拡大防止に<br>最大限留意しつつ行うこ<br>とができる。<br>ただし、学生の研究室入<br>室は原則禁止し、研究従<br>事者の人数、研究施設の<br>滞在時間は、最小限に留<br>める。 | 原則、対面の行事・イベ<br>ントは中止又は延期し、<br>オンラインのみ開催可<br>能。 | 感染防止に最大限留意し<br>つつ、入構や施設利用を<br>可能とする。<br>ただし、各部署の状況に<br>応じて、施設利用制限を<br>行う場合がある。 | 感染防止に十分留<br>意し、原則学外者<br>との対面交流を伴<br>わない最小限の活<br>動を認める。 | 外部・学内者への<br>貸出は原則不可。<br>学内者への貸出は<br>感染防止対策を十<br>分に講じることを<br>求めたうえで貸出<br>を認める。 |
| 4                    | 制限 大<br>(大学に休業要請<br>あり) | 遠隔授業のみ行う。  | 遠隔 (双方向/オンデマ<br>ンド)              |  |  | 学内施設を使用した研究<br>活動は、感染拡大防止に<br>最大限留意しつつ行うこ<br>とができる。                            | 入構は原則禁止する。施<br>設利用は特段の理由があ<br>り、認められた場合以外<br>は利用不可とする。 | 学内外を問わず、<br>原則対面での活動<br>の自粛を要請す<br>る。   |
| 5                    | 制限 最大<br>(原則停止)         | 原則全学休講   | 原則全学休講                           | 学内施設を使用した研究<br>活動は原則として禁止す<br>る。   | 対面の行事・イベントは<br>中止又は延期する。                       | 入構を禁止する。   | 活動を禁止する。   |   |

注1 この基準の取扱い期限は、治療薬等が普及して国際的な感染増加が止まり、感染拡大前の状況（国・地域との人の往来が再開される）に戻るまでとする。

注2 この基準のレベル判断については、市中の感染状況や政府・行政機関からの要請等を勘案のうえ、適時、大学執行部（もしくは対策本部会議）において決定する。

なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を採る場合がある。

注3 活動レベルの目安・・・レベル3：緊急事態宣言発令等があっても大学に対して休業要請が出ていない状態、レベル4：緊急事態宣言発令等により大学に対して休業要請が出ている状態、レベル5：重大な緊急事態

注4 入試については別途判断する。

注5 学生の海外留学・受入れについては別途判断する。

注6 課外活動施設（部室を含む）の利用ルール及び活動内容の詳細等については、学生部で指導する。